三股町政だより
発行所　三股町役場
電話1番
編集責任者　桑畑鶴雄
印刷所　都城市野口屋紙店印刷部

臨時町議会 4月21日

追加更正豫算等
六件を審議可決

議案
- 災害復旧費起債議決の更正に関し議決を求める件
- 伝染病隔離病舎消毒装置の契約について
- のみ、蚊、はえの駆除に関する条例
- 昭和三十一年度歳入歳出追加更正予算案
- 昭和三十一年度国民健康保険会計歳入歳出追加更正予算案
- 昭和三十一年度農場会計歳入歳出追加更生予算案

一般会計追加更正豫算
實質追加額三百九十二万円

予算額　五千四百十八万八千七百五十三円

行政整理延期のための人件費や保険会計繰出金等を追加

三月定例町議会の模様は町政だより四月号でお知らせしたのですが、今回の追加更正予算は、三月議会の議決に基づいて、作製されたものです。

即ち、三月議会において議決された。行政整理の延期措置による人件費の追加と、国保税増額措置を取りやめたための保険会計繰出金の追加、それから、伝染病隔離舎補助金のうち消毒装置に対する補助金が昭和三十一年度に交付されることになったためのこれが予算措置、及び土木災害単独事業費起債額の増額承認による予算措置等がなされております。

次にその内容のあらましについて説明します。

人件費と国民健康保険会計に対する繰出金には、二百四十八万九千円の新規財源を必要としているのですが、退職手当の減額と、二百十万円の財産収入がその財源に充てられております。又伝染病隔離病舎の消毒装置に七十二万円が追加計上されておりますが、これは昭和三十年度に財源措置が行われていたため、その繰越金と補助金が財源となっております。

次に土木災害単独事業費でありますが、これは起債年度が昭和三十年度になっている関係上その起債の受入はこれを三十年度に受入れ、繰越金として本年度の財源に繰入れて予算措置がとられております。

この結果今回の追加更正による予算の実質追加額は三百九十二万円となり、本町一般会計の予算額は五千四百十八万七百五十三円になりました。

保険税の納期

従来保険税は毎月々々納めておりましたが本年度から次のように納期が改正されました

第一期
6月1日から
6月30日まで

第二期
10月1日から
10月31日まで

第三期
12月1日から
12月25日まで

第四期
翌年3月1日から
3月31日まで

第二次自衛隊員募集

受付　5月10日から6月15日まで

試験　7月6日から6月15日まで

願書は総務課へ

五月の町税

自轉車荷車税

納期　五月一日から五月三十一日迄

「蚊とハエ」を撲滅
條例を制定して環境衛生に努める

第八回世界保健デーに日本は〝蚊とはえの撲滅〟を取り上げております。

私達の周囲から蚊とはえとのみが、完全に姿を消したとしたら、それはどんなにすばらしいことでせう。

恐しい伝染病の漫延が防げます。蚊帳のいらない夏の宵等、考えるだけでも清々しい気持が致します。

本町では、昨年、一昨年と、夏季における各家庭の消毒を実施して参りましたが、その結果は伝染病の発生を最少限に抑え、広い町内に、のみ一匹も見掛けなかったときいております。

今回の臨時町議会で、のみ、蚊、はえの駆除に関する条例の制定を見たのも、衛生的で、健康な住みよい三股町をつくり上げるために外なりません。

町民こぞって、蚊とはえの撲滅に力をつくしたいものです。

のみ・蚊・はえの驅除に關する條例

（この条例の目的）

第一條、町はこの条例によつて、のみ、蚊、はえを駆除し、町民の健康的生活環境を作り、併せて伝染病予防の徹底を図るため、伝染病予防法（明治三十年法律第三十六号）に基く消毒の外、町の区域内各家庭の消毒（以下消毒という）を実施する

（消毒実施の期間）

第二條　消毒の実施は、毎年四月から十月までの間毎月二回（但し、天候等の関係により一回にすることができる）家庭の内外における、のみ、蚊、はえが生棲し、その発生源となる箇所の清掃を行いこれに消毒薬を撒布して行う。

（消毒実施の適用除外）

第三條、左に掲げる場合は消毒を行わないことができる。

一、養蚕等を営んでいる家庭であつて、消毒の実施が、その生業に重大なるきよう威を与える場合

二、その他町長において特に認めた場合

（薬品費の徴収）

第四條、消毒に必要な薬品費は町民の負担とする。但し左に掲げる場合は、薬品費の徴収を減免することが出来る。

一、貧困のため町税の免除を受けるもの

二、前号に準ずるものであつて、町長において薬品費の徴収を減免する必要があると認めたもの

2、前項の薬品費は一回につき十円とする。

（この条例に関し必要な事項）

第六条　この条例の施行に関し必要な事項は町長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

地區委員に委嘱された各部落の新区長さん達

町行政の末端滲透に重大な役割を果している各部落の区長さんの顔ぶれが揃いました。

先月の町政だよりでお知らせしたように、行政区設置条例の廃止に伴い、新しく公布された。地区委員設置並に連絡会議規則に基き地区委員に委嘱された各部落の新区長さんは次の通りです。

三島部落　野崎　英一
山王原〃　岩崎　安英
中央〃　立山　重寿
上新〃　荒武　勇夫
塚原〃　荒武　義隆
下新〃　桑畑　政治
今市〃　川上　純則
東原〃　橋口袈裟男
上米〃　上西　榮
中米〃　川原　実利
樔田〃　久保　秀二
谷〃　時任　綱義
高畑〃　山領徳二郎
植木部落　中村　義男
大鷺巣〃　西村
寺柱〃　丸山吉太郎
小鷺巣〃　小林　紘
田上〃　小林　久光
下梶山〃　榎田　秀孝
上梶山〃　時任　義彦
轟木〃　新坂　勝
仮屋〃　園田　重利
大野〃　宮田　儀行
勝岡〃　佐沢　光義
前目〃　西田　実義
蓼池〃　新森　盛利
餅原〃　徳田　英二
三原〃　新垣　輝盛
内の木場〃　児玉　勇
大八重〃　丸田　武貞

町營農場性格を一新
農業生産技術の指導農場として出発

いままで、熟生を採用して、これを教育し、中堅農村青年を育成することを目的として運営されて来た植木の町営農場は、今回農業の生産技術の研究と指導を目的とした指導農場として出発しました。

今回の臨時議会において追加更正された予算の内容は、この新しい農場経営に即した予算編成の必要を生じたため歳出面における予算の組替えがなされたものです。

このため、いままで経済課において直接皆さんの生産指導に当つていた勧業係の技術職員は、今後この農場において直接実地研究を行い乍ら、農民の皆さんに直結した指導を行うことになりました。

尚職員はそれ〴〵専門の立場から研究を推進するため各分野を分担して擔当しております。

今回のこの措置がとられるにつきましては過去の農場経営の実績その他凡ゆる面からいろ〳〵研究対議がなされた結果によるものです

青年連協新役員を決定

町青年連絡協議会の新役員は去る五月四日、町公民館において町内各部落の新青年会長、副会長の間で左の通り選挙されました。

尚協議会に、文化部、産業部、体育部を設け、各部に部長を置き、その下に各学校区からそれ〴〵一名宛の委員を選出して、各単位団体、郡連協との連絡を密にして、今后の協議会の運営に万全を期することになりました。

連絡協議会長　最上川孝一（寺柱）
〃　副会長　河野　一則（山王原）
〃　会計　中村トミ子（東原）
〃　書記　内山　武志（今市）
文化部長　今村　律子（前目）
産業〃　原口　修一（東原）
体育〃　上原　弘義（谷）
草凿　秋男（上新）

文化・産業・体育部を設定

貯金通帳で恩給が貰える
便利な年金恩給の支給制度ができました

一、恩給証書は郵政省であづかります。

一番便利で安全な方法として、年金恩給証書を郵政省貯金局が預かり、代りに保管証書をお渡します。

二、恩給受給の手続きが貯金通帳一冊ですみます。

恩給証書を郵政省にあづけた方はすべての恩給受給の手続きが貯金通帳一冊ですみ、簡単に恩給が貰えます。

三、どんな得点があるか

○　年四回の恩給支給日以降なら、いつ郵便局に来られても、恩給は支給開始日に貯金したことになつておりますから、区域別に来なくてもよく、又窓口に並ぶ必要もありません。

②　恩給の受領証を書く必要もなく、又印かんもいりません。貯金通帳だけ出して、金額の記入を受ければよいのです。

もしその日お金の必要な方は、その通帳からいつでも拂いもどしが出来ます。（拂い戻しをするときは印鑑を用意して来て下さい）

③　恩給の年額が増額されたときは、郵政省で処理して、新しい証書を送ります。今迄のように新しい証書の受領証を書いたり、印かんをおしたりしなくても済みます。

四、今後の恩給受領について

恩給を一応通帳に貯金するこのような制度を、振替予入制度と云いますがこの制度を利用しますと証書の盗難、亡失破損等の恐れが全々ありません。その上受給の際非常に便利ですから、恩給受給者は揃つてこの制度を利用されるようおすゝめします。

尚この制度を利用している方で、その扶養者に変動（恩給を受給されている者が死亡したとか或は満二十才に達したとき）があつたときは保管証を持つて郵便局に届出て下さい。

五、恩給証書が必要なとき

郵政省に保管されている恩給証書が必要なときはいつでも取り戻しが出来ますから、その官局の係員に申出て下さい。

その他不明な點や、なつとくのいかない點は、局の係員に遠慮なくお問合せ下さい。

新生活かゞやく明日を生む力

新生活強調月間　四月二十日―五月二十日

◉道路を愛護しませう週間
四月二二日～四月二八日

◉蚊とハエをなくしませう週間
五月六日～十二日

◉貯畜をしませう週間
五月十三日～十九日

新生活運動、と云うスローガンのもとに、婦人会が青年団が、或は部落民が、あるときは混然一体となりあるときは単位団体として極めて有意義な活動を展開しつゝあります。

部落民の奉仕による道路の補修とか、青年団のクラブ活動とか、婦人の台所改善とか。

今月はその新生活運動の強調月間です。

この月間を機会に更に強力な皆さんの協力をお願い致します。

どの子へもいつも
子供の日のこゝろで
児童福祉週間
（五月五日から五月十一日まで）

児童はよりよき明日への希望です。

国家の将来は、児童の心身の発育が健全にとり進められているか否かで決定されると云えます。

その為め、世界各国でも児童の福祉については、非常に関心をもつて心を砕いており、特に一九五四年十月に開かれた第九回国際連合では、世界の子供の間に友愛と理解を生むことによつて、国連憲章の理想に即するよう。一九五六年つまり本年から、各国毎に適当な日を選んで「世界子供の日」を設けることになりました。

そこで我が国では五月五日を「世界子供の日」と指定しましたが、本年は又、児童憲章制定五周年にもあたりますので、この日を中心として「児童福祉を強調する週間」が全国的な国民運動としてくりひろげられたわけです。

子供の事故は不注意から
慾しい行き届いた注意力

春になると人の心も浮き立つて参ります。

そのせいか、楽しい行楽の場所が瞬時にして目もあてられぬ惨状と化する事は決して少くありません。

殊に子供は季節に対して敏感です。

不自由な冬から解放された子供の遊びはとたんに活動的になり公民館や広場に施設された遊び道具はこれ等の子供によつて最大限に活用されます。

去る一月二十六日宮崎の大淀幼稚園では遊動機の支柱ナットがゆるんでいたゝめ遊戯中の園児一名が即死した事件がありましたが町内の各部落公民館等でこのような事故を起さぬようにしたいものです。子供のためにとやつとの思いで施した設備が子供の不幸を招かぬよう次の点にくれゝも御注意下さい

一、ブランコ、スベリ台等が老朽又は破損しているようなことはありませんか。

二、幼児がブランコ等を使用している場合等、そのゆれる反動によつて、他の幼児に危害を与えるようなことは、よくあること。

三、幼児の遊びをあまり放とすですから注意下さい。任すると間違いのもとになります。

四、最近車馬の交通量が非常に増えております。道路での遊びは絶対にやめませう。

県が父母のない子の身元を保証
手続きは最寄の福祉事ム所へ
県広報資料より

折角一生懸命に仂こうと思つていても、父母がなくまたしつかりした身元保証人がないために就職の門を閉され、あたら大事な一生を悪の道に踏み入れて不良化する児童が、最近各地で数多く見受けられます。

そこで県ではこれらの児童たちの身元を保証して、その就職を容易にするため去る四月一日から、父母のない児童等の身元保証に関する條例を施行しました。

この身元保障を受けられる児童とは、本県内に就職しようとする満二十六才未満の者で

◉県内に約一年以上居住しまたは県内の児童福祉施設に收容されている者

◉公共職業安定所、または職安法の適用を受ける学校長の紹介で就職しようとする者

◉他に身元保証をする者がない者

◉不正行為をするおそれがないと認められる者等の条件をそなえているものをいゝます。

つぎに申請の手続きは、身元保証願に、戸籍謄本と住民票の抄本、最終学校の成績証明書、手札型の写真一枚を添えて、管轄職業安定所長の確認を受けたのち同じく管轄福祉事務所長を通じて、知事に提出すればよいのです。

知事はこれを選考して、身元保証が決定しますと又福祉事ム所長を通じて、身元保証決定通知書を申請者に送付します。

一方身元保証の決定した父母のない児童等を採用した使用者は、福祉事務所長を通じて、知事との間に身元保証の契約を結びますが保証の限度額は十万円で、被保証人つまり扈われた児童が、故意又は、重大な過失をおかして、雇主に業務上の損害を与えた場合その損害について保証いたします。

なお身元保証の期間は三年以内ですが事情によつては二年以内の期限をかぎつて一度だけ改めることができます。

以上四月から施行された父母のない児童の身元保証条例の主な点を申上げましたが、詳しいことについては、最寄りの福祉事務所にお問合せ下さい。

児童憲章

われらは日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は社會の一員として重んぜられる。

児童はよい環境のなかで育てられる。

一、すべての児童は、心身ともに健やかにうまれ、育てられ、その生活を保障される。

二、すべての児童は、家庭で正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童は、これにかわる環境が與えられる。

三、すべての児童は適当な栄養と居住と被服が與えられ、また、疾病と災害から守られる。

四、すべての児童は、個性と能力に應じて教育され社會の一員としての責任を自主的に果すように、みちびかれる。

五、すべての児童は、自然を愛し、科学と藝術を尊ぶようにみちびかれ、また道徳的心情がつちかわれる。

六、すべての児童は就學のみちを確保され、また十分に整つた教育の施設を用意される。

七、すべての児童は、職業指導を受ける機會が與えられる。

八、すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機會が失われず、また児童としての生活がさまたげられないように十分に保護される。

九、すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。

十、すべての児童は、虐待酷使、放任その他不當な取扱いから守られる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。

十一、すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と、教育と保護が與えられる。

十二、すべての児童は、愛とまことによつて結ばれ、よい國民として人類の平和と文化に貢献するようにみちびかれる。

戦傷病者に福音
国鉄乗車を無料に

戦傷者の皆さんが日本国有鉄道に無料で乗車できる法律が、昨年の国会で成立し、本年の四月一日から施行されました。

◆法律の適用範囲

イ、第六項症以上の増加恩給を受けている旧軍人軍属（第二項症以上の者はその介護者を含む）

ロ、第七項症の増加恩給を受けている旧軍人軍属

ハ、歯症の傷病年金を受けている旧軍人軍属

◆無賃乗車の申請手続き

イ、戦傷病者証明書交付申請書に住民票の抄本と、無帽正面上半身の写真（たて四糎、よこ三糎）それに恩給証書を添えて町役場（総ム課厚生係）を通じて県に提出すること

ロ、戦傷病者乗車券引き換証交付申請書をイと同時に役場を通じて県に提出すること。

◆申請書の用紙

町役場総ム課厚生係に準備してあります。

◆乗車する場合

乗車券引換証に旅行区間を記入して、駅の窓口に提出し、乗車券を買います。

◆乗車回数と等級

イ、特別項症から第四項症まで……十二回

ロ、第五項症から第七項症まで……六回

ハ、第一款症から第四款症まで……四回

二、各年度毎いずれも三等

註　特別項症から第二項症の介護者一人は無賃乗車できます。

同一区間の往復は二回に計算します。

手荷物、急行料、寝台その他の料金は各人負擔です。

梅雨時の衛生

梅雨時は温度が高く、湿気が多いので、体がだるかつたり、胃腸が弱りやすく殊に乳兒の消化不良や、その他の障害が起り易い時期です。

◉食時を規則正しくして暴飲暴食をつゝしみませう

◉夜は十分に、すい眠を取りませう。（一日のつかれは、一日でなおすようにしないと疲れが積つていろ〳〵な病氣を引き起します）

◉晴れた日には、ふとんをほして、気持よく眠るようにしませう。（特にこの時期はじめじしておりますからぜひ実行して下さい）

◉幼児はねびえをしないように腹まきをさせ、一日一回、三十分位ひるねをさせませう。

◉食事は栄養の多い消化のよいものを与え、食前には必ず手を洗いませう。

◉飲料水は必ず検査を受け、安心なもの以外は、生水を飲まないようにしませう。

◉町の行う消毒には、積極的に協力して、週囲から、のみ、蚊、はえを完全に駆逐しませう。

農繁期の飲みもの
お茶代りに豆乳を
おからは野菜に利用

農家メモ

農繁期が近づきました。忙しいときはふだんより栄養を多くとらねばなりませんが、それには御飯の量をふやすことより、もつと外の方法を考えたいものです。

牛乳や山羊乳は、すべての栄養を備えたりつぱな飲み物ですが、これは誰でも飲むというわけにはいきません。

そこで皆さんの手近かにある大豆から豆乳をしぼつて、これをお茶代りに飲むと、疲れをなおすのにきゝ目があります。

豆乳をしぼる方法

生大豆粉からとることも出来ますが、大豆を押麦器にかけて、圧扁豆を作りこれを布のこし袋に入れて水の中でよくもむと白い豆乳が出来ます。

これに砂とうを少し入れて、一度沸かして飲むのです。袋の中にはおからが残りますから、これは野菜と共に油で炒めておかずにします。

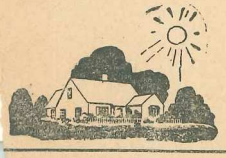

ます。こうすると大豆の栄養分が全部とれる上に、非常に消化がよくなつて、病人や子供にも大変結構です。